

附  
年  
表

月	日	事項
二	九	一九三七（昭和一二）年 社会部職業課長、「職業紹介所ノ設置並連絡市町村機能促進ニ関スル件」（社発二二九号）を通牒。特ニ町村管職業紹介所の拡充は、新設よりもむしろ、既設職業紹介所の整備を図ること、職業紹介機能の促進のために、市町村に職業紹介事務担任者を設置することを指示。
三	三	社会部長、「失業者更生訓練施設報告ニ関スル件」（社発第五八号）を通牒。訓練修了者の報告に当っては、修了者の本籍、年令、入所直前の失業期間、教育程度、前職の概要を求むる。
四	一三	社会局主催、失業者更生訓練指導員協議会を開催。被訓練者の銓衡、訓練定員、訓練期間、訓練方法、施設設備等につき、討議。
四	三〇	商工省官制中改正（勅第一五六号）の公布。統制局を新設。臨時産業合理局は廃止。
五	一	商工省分課規程中改正（官報彙報）。統制局に統制、合理、金融の三課を設置。
五	一	社会部長、「失業者更生訓練施設ニ関スル件」（発社第四七号）を通牒。昭和一二年度の失業者更生訓練実施につき、「失業者更生訓練施設国庫補助条件要綱」を定む。
五	一四	企画庁官制（勅第一九二号）の公布。重要政策及びその統合調整案の起草、閣議に提出される重要政策の

六	二八	審査等を行う。内閣調査局は企画庁に発展的解消。商工省、「熟練工養成六ヶ年計画大綱」を作成。昭和一二年度以降昭和一七年度において、二、〇〇〇万円の予算により、国営養成所を五又は七ヶ所、公・私立養成所三〇乃至五〇ヶ所の設置を計画。
六	一	企画庁、社会保健省（仮称）設置試案を作成。職業紹介所・職業補導施設等は、社会保健省の管轄に計画。中央経済会議官制（勅第二九五号）の公布。内閣総理大臣の諮問機関で、内外地間の総合経済政策及び実施基本案の調査審議機関。昭和一三年二月一九日に資源審議会と統合され、企画審議会に発展解消。
七	九	閣議、「保健社会省設置要綱ニ関スル閣議諒解事項」を決定。内閣に保健社会省設置準備委員会の設置を決定。
七	一二	企画庁、「技術者及熟練工養成方策要綱」を作成。機械工業及び鉱業関係の技術者・熟練工養成につき、文部省案・社会局案・商工省案を収集整理。
七	一四	保健社会省設置準備委員会を設置。会長は滝正雄法制局長官。
七	一六	閣議、「技術者及熟練工養成方策ニ関スル件」を決定。大企業の熟練工養成自給の奨励、中小企業のための官公立速成養成施設の設定等を決定。
七	二六	全国社会事業大会常設委員会、首相・内相・文相宛に「勤労青年保護法規制定並に改正方要望に関する件」を建議。又陸相・海相・企画庁総裁に陳情。
七	三一	社会局長官、「軍需労務要員充足ニ関スル件」（社



一〇	二七	<p>庁は企画院に発展的解消。</p> <p>社会部長、「小学校卒業児童ニ対スル就職指導ニ関スル件」(発社第二六九号)を通牒。昭和一三年三月の小学校卒業生の就職指導要領を定め、職業紹介所、小学校、市町村長等の関係機関の緊密なる連絡提携を指示。</p>
一〇	三〇	<p>社会局ニ臨時軍事援護部ヲ置ク件(勅第六二四号)の公布。臨時軍事援護部は傷痍軍人の保護、職業紹介、其の他軍事援護に関する事務を所掌。</p>
一一	一	<p>社会局分課規程中改正(官報彙報)。臨時軍事援護部に軍事扶助、傷兵保護、労務調整の三課を設置。</p>
一一	六	<p>企画院、「国家総動員法案要綱」を作成。第三項の「国家総動員ノ準備及実施ノ為平戦時ヲ通ジ政府ノ権限トシテ左ノ諸事項ヲ規定スルコト」において、「一、学校其ノ他之ニ準ズル施設ノ管理者又ハ工場若ハ事業場ノ事業主ヲシテ国家総動員上必要ナル技能ヲ養成セシムルコト」を掲げる。</p>
一一	一〇	<p>企画院総務部、「国家総動員法案」を作成。第一七条政府ハ国家総動員ノ為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ学校若ハ之ニ準ズル施設ノ管理者又ハ工場若ハ事業場ノ事業主ニ対シ国家総動員上必要ナル技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得、を掲げる。</p>
一一	一五	<p>京都市中央職業紹介所、謄写版技術講習会(一一月二〇日迄)を開催。定員男子二〇名、女子一〇名、求職者に謄写技術を教授。</p>
一一	二二	<p>日本工業協会、小島新一商工省工務局長の「熟練工</p>
一一	一一	<p>養成委員会ノ設置ニ関シ日本工業協会ニ依頼ノ件」(昭和一二年一月一日)に基づき、職工養成中央委員会、同地方委員会を設置決定。</p>
一一	二二	<p>企画院総務部、「国家総動員法案ニ対スル各庁ノ意見」を作成。第一七条(技能者養成)関係の各省意見は、陸軍省では「総動員上必要ナル技能者其ノ他要員ノ養成ヲ命ズルコトヲ得。」、農林省では「戦時又ハ事変ニ際シ漁船乗組技術者ノ養成ノ必要性著大ナルニ鑑ミ水産会其ノ他ノ水産団体ニ命ジ右技術者ノ養成ヲ為サシメ得ル趣旨ヲ規定スルコト適当ナリト認ム。」、通信省では「第一七条ニ関シ技術者ノ養成ヲ命ゼラレタル者が自己ノ施設ニ依ル以外ニ他ノ養成機関ヲ利用スル場合ヲモ認ムル様考慮アリタシ右ノ場合其ノ養成費及給与ハ政府ニ於テ補償スルコト。」、内閣情報部では「第一七条乃至第二条ハ戦時又ハ事変ノ際ハ勿論事前ニ於テ其ノ準備ノ為ノ政府ノ権限ヲ規定シタルモノナルヲ以テ之ガ法意ヲ明瞭ニスル為適當ナル字句ヲ用フルコト。」を表明。</p>
一一	一	<p>大阪府工業懇談会、「熟練工養成ニ関スル意見書」を発表。熟練工養成の目標、設置すべき養成機関の種類、養成比率、教育課程等を提言する。</p>
一一	一五	<p>社会局臨時軍事援護部長・文部省普通学務局長、「小学校卒業児童ニ対スル就職指導ニ関スル件」(発臨軍第一〇号)を通牒。小学校卒業児童の需要の逼迫に伴う「青田刈り」の抑制を指示。</p>
一一	二二	<p>企画院、「国家総動員法案要綱」を作成。技能者養</p>

<p>成関係については、「第二四政府ハ国家総動員ノ為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ学校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成ヲ受クル者ノ雇用主ニ対シ国家総動員ノ為必要ナル技能者ノ養成ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト。」を掲げる。</p>	<p>臨時軍事援護部長、「小学校卒業児童ノ求人求職連絡区域ニ関スル件」(臨軍発第二七号)を通牒。          公益職業紹介所、公立七一七、私立二八、合計七四五箇所が設置。</p>	<p>一 八</p>	<p>一九三八(昭和一一)年          文部省、「国家総動員法案要綱第二四(政府は国家総動員上必要な場合、勅令によつて技能者の養成に關し命令できること、引用者注)ニ関スル勅令要綱(案)」(其の一)を作成。七項目のうち、「一、学校ノ管理者又ハ設立者ニ対シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト」において、「ト、技能者養成施設ノ設置並ニ軍需要員ノ特殊指導ノチ、教員ノ養成」を、「五、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル管理者ニ対シテハ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト」において、「イ、学校、養成所其ノ他技能者養成施設ノ設置ノロ、現ニ設置シアル技能者養成施設ノ整備拡充又ハ組織ノ変更ノハ、学校又ハ養成所ノ為必要ナル施設ノ提供ノニ、其ノ他技能者養成ニ関シ必要ナル事項」を、「六、養成ヲ受クル者ノ雇用主ニ対シテハ左ノ事項ヲ命ズルコ</p>
---	--	----------------	--

<p>トヲ得ルコト」において、「イ、養成ヲ受クル者ヲ学校、養成所其ノ他技能者養成施設ニ入学又ハ入所セシムルコト」を掲げる。八一―一V</p>	<p>厚生省官制(勅第七号)。内務省社会局を廃止し、厚生省を設置。体力・衛生・予防・社会・労働の五局と臨時軍事援護部を置く。八一―一V          通信省、「国家総動員法案要綱第二四關係通信省案」を作成。雇用主は「養成期間中本人ノ生活費及技能ノ習得ニ要スル費用ヲ負担スルコト」、及び「此ノ場合ニ於テハ雇用主ニ対シ補助金ヲ交付スルコト」を掲げる。</p>	<p>一 一一</p>	<p>企画院総務部、「国家総動員法案説明」において、第二四条の趣旨を「戦時不足ノ予想セラル各種技能者ノ養成ヲ平時ヨリ行ヒ其ノ戦時需給ノ調整ニ資セントスル」ことを表明する。</p>
<p>厚生省分課規程(官報彙報)。社会局に保護・福利・児童・職業の四課を、労働局に労政・労務・監督の三課を、又臨時軍事援護部に軍事扶助・傷兵保護・労務調整の三課を設置。職業課は失業の救済・防止、失業者更生訓練等を、監督課は工場法の施行、労働者保護等を、労務調整課は帰郷軍人の職業保護等を所掌する。八一―二V</p>	<p>陸軍省戦備課、「国家総動員法案要綱ニ基ク同法附属勅令ニ対スル意見」において、「主務官庁ハ教育訓練ニ付教育者及被教育者ヲ指定シ教育訓練ノ課目程度、時数ヲ命シ得ルコト」を要望する。</p>	<p>一 一三</p>	

一 一五	傷痍軍人保護対策審議会官制（勅第三六号）。厚生大臣の諮問機関で「傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル軍人の保護対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議」するを目的とする。△一―三▽
一 一八	閣議、「昭和一三年ニ於ケル重要物資供給確保ニ関スル件」を決定。軍需の充足、国民生活必需品の確保、国際収支の均衡化のために、重要物資の需給を統制・計画化。△三―一▽
一 二二	厚生大臣、職業紹介委員会に「職業紹介制度改正要綱」を諮問。一―項目のうち、「第一労務ノ適正ナル配置ヲ図ル為職業紹介事業ハ原則トシテ政府ハ之ヲ管掌スルコト、第二政府ノ管掌スル職業紹介事業ニ於テハ職業紹介ノ外職業指導職業補導其ノ他職業紹介上必要ナル事項ヲ行フコトヲ得ルコト、第九道府県市町村私人ノ経営スル職業補導又ハ就職後ノ補導ニ関スル施設ニ付テハ之ガ監督助成ヲ為スコトヲ得ルコト」を掲げる。
一 二七	傷痍軍人保護対策審議会、傷痍軍人保護対策につき答申（諮問、昭和一三年一月一七日）。職業再教育施設の設置、学校・工場等への委託教育の実施を掲げる。△五―二▽
一 二九	臨時軍事援護部長、「今次事変ニ伴フ召集解除者並ニ一般退官者職業紹介ニ関スル件」（臨軍発第九号）通牒。召集解除者及び一般退官者職業紹介のため、協議会の設置等を通牒。△四―一―一▽ 臨時軍事援護部長、「事変ノ影響ニ因ル失業ノ防止
二 二	ニ関スル件」（臨軍発第一二号）通牒。三府六県に昭和一二年九月二四日以降の失業状況及びその対策につき、報告を求めぬ。
一 三一	臨時軍事援護部長、「心召関係遺家族授産並職業補導ニ関スル件」（臨軍発第一号）通牒。授産並職業補導の実施概況の報告を求めぬ。
一 三一	神戸市職業紹介所、邦文タイピストの短期養成を行う。期間四〇日、受講資格は実科高等女学校卒業程度の求職者、定員三〇名。
二 三	文部省、「国家総動員法案要綱第二四ニ関スル勅令案要綱（案）」（其の二）を作成。六項目のうち、「第一文部大臣ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ学校ノ管理者又ハ設立者ニ対シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト」において、「七、技能者養成施設ノ設置竝ニ技能者ノ特殊指導ノ八、技能者ノ養成ニ当ルベキ者ノ養成」を、「第三文部大臣ハ工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者ニ対シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト」において、「一、学校、養成所其ノ他技能者養成施設ノ設置ノ二、現ニ設置シアル技能者養成施設ノ整備拡充又ハ組織ノ変更ノ三、学校又ハ養成所ノ為必要ナル施設ノ提供ノ四、其ノ他必要ナル事項」を、又「第四文部大臣ハ技能者養成ノ為雇用主ニ対シ被用者ヲ学校、養成所其ノ他技能者養成施設ニ入学又ハ入所セシムルコトヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト」等を掲げる。△五―三▽
二 五	職業紹介委員会、「職業紹介制度改正要綱」を答申。

二	二	二	三	三	三	三	三	三	二	二				
一四	一九	一	一	七	二六	三一	一	一	一	一				
「希望決議」を附し、「原案ヲ適當ト認ム」と答申。 △五一四V	日本工業協会、DATSUSHI教材（一〇種類）を和訳 することを決定。	企画審議会官制（勅第八五号）。企画院の設置（昭 和二年一〇月二五日）に伴い、資源審議会及び中央 経済会議を改組統合したもの。「内閣総理大臣ノ監督 ニ属シ其ノ諮詢ニ応ジテ平戦時ニ於ケル総合国力ノ拡 充運用ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」を目的とする。 △一一四V	政府、「職業紹介法改正法律案」を第七三回帝國議 会に提出。	綿糸配給統制規則（商工省令第六号）の公布。綿糸 製品の製造及び加工を配給材料内に制限する。	揮発油及重油販売取締規則（商工省令第八号）の公 布。購買券なしに、揮発油及び重油の売買を禁止する。	商店法（法第二八号）。物品販売業及び理容業の 被使用人の労働時間等を定む。△二一一一V	機械工養成所官制（勅第一六三号）の公布。「機 械工ノ養成」を目的とする官立機械工養成所（商工省 所管）を制度化。△二一一一V	国家総動員法（法第五五号）の公布。勅令により、 労務・賃金・物価等、国民生活のすべての部門にわた り、政府の統制下に置くことが可能となる。技能者養 成については、「政府ハ国家総動員上必要アルトキハ 勅令ノ定ムル所ニ依リ学校、養成所、工場、事業場其	ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラ ルベキ者ノ雇用主ニ対シ国家総動員上必要ナル命令ヲ 為スコトヲ得」（第二二条）と規定。△二一一一 二V	職業紹介法 改正（法第六一号）の公布。職業 紹介事業の国営化の原則が確立する。そして「政府ハ 職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ応ジ職業補導 其ノ他職業紹介ニ関スル事項ヲ行フモノトス」ことを 規定。△二一一二V	社会事業法（法第五九号）の公布。養老院・育児 院・施療院・授産場等の社会事業の設置運営を規定す る。△二一一一三V	入営者職業保障法中改正（法第六二号）の公布。 再雇用に関する適用規定の範囲の拡大、再雇用時の最 低賃金の保障等を規定。△二一一三V	機械工養成所規程（商工省令第一三号）の公布。 本科（一年）は「一般機械工タルニ必要ナル技能」、 専攻科（六ヶ月）は「役付工又ハ実技指導者タルニ必 要ナル技能」を教授。入所資格は、本科では一七〇二五 才未満の男子青年で中学校・甲種実業学校卒業生、専 攻科では本科修了者。△二一一四V	機械工養成所ノ名称及位置（商工省告示第九二二号） を告示。東京機械工養成所を東京市品川区大井鮫洲 町に、大阪機械工養成所を大阪府北河内郡豊野村字秦 に、愛知機械工養成所を名古屋市西区西志賀町字船入 作に定める。但し、愛知機械工養成所の事務は、当分

四	二七	の間、東京機械工養成所で行う。なお、東京機械工養成所は厚生省所管の東京府機械工養成所を商工省に移管した。△二二二五V	四	一八	臨時厚生省ニ職業部ヲ設置スルノ件(勅第二五七号)の公布。臨時に厚生省に職業部を設置。職業紹介・失業救済・労務の需給等を所掌。△一一五V	四	一八	傷兵保護院官制(勅第二五八号)の公布。傷兵軍人の療養、職業補導、就職援助等を行うため、傷兵保護院(厚生省外局)を設置。総裁官房のほか、計画局・業務局の二局を設置。△一一六V	四	一九	厚生省分課規程中改正(官報彙報)。職業部に職業・監理・紹介の三課を設置。△一一七V	四	一九	傷兵保護院分課規程(官報彙報)。業務局に業務・補導・医療の三課を設置。△一一八V	四	二五	銑鉄・鋳物ノ製造制限ニ関スル件(商工省令第一九号)の公布。商工大臣の指定する文鎮、鉛筆削、インク壺等六五品目の物品については、銑鉄による製造を禁止する。	四	二五	企画院、「国家総動員法概説」を作成。国家総動員法第二二条(技能者養成)の趣旨を、「熟練工其他各種の技能者に付ては戦時急激に需要が増加することとが予想せられ、而も、急速に之を養成することの困難なるに鑑み、平時より此の種技能者を養成し置かんとするものである。」と解説。	四	二七	財団法人協調会、「労資関係調整方策要綱」を作成。「労使関係ノ指導精神ノ確立」、「労使関係ノ指導
五	二一	精神ヲ普及徹底スル諸方策」を定む。翌二八日に、政府に建議。	五	四	国家総動員員審議会官制(勅第三一九号)の公布。	五	九	国家総動員法の施行に関する重要事項(但し、軍機に関するものを除く)を調査審議し、関係大臣に答申・建議する。総裁は内閣総理大臣、副総裁は企画院総裁。△一一九V	五	一四	傷兵保護院副総裁、「傷兵軍人職業再教育施設ニ関スル件」(発業第二号の一)を通牒。傷兵軍人の短期職業再教育施設に対し、国庫補助金の交付を通牒。△四二二一V	五	一六	愛知機械工養成所ノ事務ハ昭和一三年五月一六日ヨリ当分ノ内名古屋市西区御幸本町愛知県商工会館内ニ於テ之ヲ取扱フ(商工省告示第一三八号)。△二二二一六V	五	一九	商工省文書課長、国家総動員員審議会において、「職工及鉱山ノ係員養成ニ関スル事項」を説明。△四一一二V	五	一九	厚生省職業部長、国家総動員員審議会において、「職工養成ニ関スル事項」を説明。△四一一三V	五	二一	文部省商工教育課長、国家総動員員審議会において、「技術者及職工養成ニ関スル事項」を説明。△四一一四V



五	三一	商工省生産管理委員会、商工大臣宛に「工業教育ヲ中心トシテ見タ我国教育制度ノ改善」を報告。△五 一五V
六	二	ILO、第二四回総会をジュネーブで開催（六月二 二日まで）。「技術教育及職業教育並徒弟制度ニ関 スル問題」を議決。
六	一四	厚生省職業部長、「授産授職並職業補導施設ニ関ス ル件」（発職第七九号）を通牒。新政策の立案のため、各施設における設備・経費・収容人員等の調査を指示する。△四―二―二V
六	二三	閣議、「昭和一三年ニ於ケル重要物資ノ需給計画改 訂ニ関スル件」を決定。重要物資の消費節約の強化 により軍需・輸出に寄与しない中小商工業諸部門の事 業転換不可避となり、転廃業問題が深刻化する。△三 一―二V
六	二三	閣議、「国家総動員上緊急ヲ要スル諸政策ノ徹底強 行ニ関スル件」を決定。諸政策のうち、「軍需工業 能力増進ノ為交代制ノ採用技術員其ノ他労働者ノ急速 充足ニ付必要ナル措置ヲ講ズルコト」、「職業及之ニ 伴フ失業者救済ノ為必要ナル対策ヲ講ズルコト」を掲 げる。△三―三V
六	二八	閣議、「軍需品生産上必要ナル労務対策要綱」を決 定。工鉱業関係の大学・専門学校・中等学校の卒業 者の雇用については、許可制度の採用を決定。△三― 四V
六	二九	職業紹介所官制（勅第四五〇号）の公布。国立職

六	二九	職業紹介所官制（勅第四五三号）の公布。職 業紹介事業の諮問機関として、中央職業紹介委員会、 道府県職業紹介委員会を設置することを規定。△一― 一―V
六	二九	職業紹介法施行期日ノ件（勅第四四八号）の公布。 職業紹介法を昭和一三年七月一日より施行する。△二 一―二―七V
六	二九	職業紹介法施行令（勅第四四九号）の公布。職業 紹介業務を行う指定都市、職業紹介所及び連絡委員の 経費に関する道府県の一部負担等を定む。△二―二― 八V
六	二九	職業紹介法施行規則改正（厚生省令第一五号）。 市町村長の職業紹介業務、連絡委員の任務を定む。△ 二―二―一〇V
七	一	綿製品ノ製造制限ニ関スル件（商工省令第三七号）、 綿製品ノ加工制限ニ関スル件（同三八号）、綿製品ノ 販売制限ニ関スル件（同三九号）の公布。これを契機 に、皮革・ゴム・機械・鉄鋼・非鉄金属・木材の加工、 製造、販売の制限も加えられる。 職業紹介所ノ名称位置及事務取扱ノ範囲（厚生省告 示第八八号）

七	一	一般職業ヲ取扱フ職業紹介所ノ管理区域（厚生省告示第八九号）	七	一六	示。△四一―一七▽ 失業対策委員会官制（勅第五〇七号）の公布。厚生大臣の諮問機関として中央失業対策委員会を、地方長官の諮問機関として道府県失業対策委員会を設置。△一―一二▽
七	四	厚生次官、「物資動員ニ依ル失業ノ対策ニ関スル件」（発職第三〇号）を通牒。支那事変による不急産業の離職者に対し、「差当り既存ノ職業補導施設ヲ拡充シ又ハ学校、試験場其ノ他適當ナル箇所ニ委託シ簡易ナル職業補導ヲ実施スルコト」等を通牒。△四一―二三▽	七	二五	実業教育振興委員会、「時局ニ対処スベキ実業教育方策如何」（諮問第二号）に対し、文部大臣に実業教育の指標、学校教育、産業自体に於ける教育、実業教育行政に関する事項等の改革を答申。△五一―六▽
七	六	厚生省職業部長、「物資動員ニ因ル失業対策ニ関スル件」（発職第三五号）を通牒。失業者の救済及び防止のため、各道府県内に各部連絡組織の設置を指示する。△四一―一五▽	八	一	厚生大臣、中央失業対策委員会に「支那事変特ニ今次ノ物資動員ニ伴ヒ発生スベキ失業ノ防止及救済ノ為施設スベキ方策如何」を諮問。
七	九	厚生省職業部長、「物資動員ニ依ル離職者ノ求職状況報告ニ関スル件」（職発第一七三号）を通牒。離職者の求職状況につき、七月一日以降、毎月ノ状況報告を求め。△四一―一六▽	八	二	道府県失業対策委員会ヲ置クベキ道府県（厚生省告示第一〇七号）。東京府ほか、一五府県を告示。昭和一三年一月（告示第一四九号）、昭和一四年一月（告示第一号）により、追加。△一―一三▽
七	九	厚生省職業部長、「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ関スル件」（職発第一七四号）を通牒。「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設要綱」を定め、「職業補導ハ求職者ニ就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為職業紹介所ニ於テ之ヲ行フモノナルコト」の原則を明示。△四一―二四▽	八	一二	厚生省職業部長、「事変関係失業状況報告ニ関スル件」（職発第二四一号）を通牒。「現ニ失業セルモノ」・「将来失業ノ虞アルモノ」に分け、失業状況報告を毎月求める。△四一―一八▽
七	一四	厚生省職業部長、「物資動員ニ依ル離職者職業相談部設置ノ件」（職発第一八五号）を通牒。職業紹介所の中に、必要に応じ、離職者職業相談部の特設を指	八	一五	厚生省職業部長、「道府県失業対策委員会ニ関スル件」（職発第二四四号）を通牒。指定道府県では、「可及的速ニ」道府県失業対策委員会ノ設置を指示する。△四一―一九▽
			八	一六	厚生省職業部長、「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ関スル件」（職発第一七四ノ内）を通牒。

八	二四	職業補導の原則を、「施設種目ハ成ルベク物資動員ニ依ル失業者ヲ対象トシ軍需品作業其他時局殷賑産業ニ必要ナル技術ノ補導ヲ実施スル様計画セシムルコト」に置く。△四―二―五▽
八	一八	中央失業対策委員会、厚生大臣宛に「失業対策要綱」を答申。失業救済方策の一つとして、「失業者ノ就職ヲ容易ナラシムル為職業紹介所ノ職業補導施設ヲ拡充スルコト」、「公私団体等ノ職業補導施設ノ拡充又ハ新設ヲ為サシムルノ外民間事業場等ニ委託シ各種ノ補導ヲ行ハシムルコト」を掲げる。△五―七▽
八	一九	厚生次官、「軍需品工場ニ於ケル交替制実施ニ関スル件」(発勞第五四号)を通牒。軍需工場ノ生産力向上と労働力保護のため、交替制ノ採用、一日当り労働時間数を一二時間以内とする。△四―一―一〇▽
八	二二	協調会徒弟問題研究会、「基幹的熟練ノ重要性とその養成について」を公表する。△五―八▽
八	二三	厚生省職業部長、「国营職業紹介所職員ノ採用方針ニ関スル件」(発職第五〇一号)を通牒。職員ノ採用基準のうち、「職業ノ補導及指導」ノ経験を掲げる。△四―二―六▽
八	二四	学校卒業者使用制限令(勅第五九九号)ノ公布。技術者・熟練労働者ノ不足に対処するため、厚生大臣ノ指定学校(学科)卒業生ノ採用割当制を規定する。△二―一―四▽
八	二四	厚生・内務次官、「労資関係調整方策実施ニ関スル件」(発勞第五五号)を通牒。各事業所ごとに産業

八	二四	報国会ノ設置を奨励。△四―一―一〇▽
八	二四	厚生・商工次官、「物資動員ノ強化ニ依ル失業ノ対策ニ関スル件」(発職第四九号)を通牒。中央失業対策委員会ノ「失業対策要綱」を各地方長官宛に通牒し、その趣旨ノ徹底を期す。△四―二―七▽
八	二六	学校卒業生使用制限令施行規則(厚生省令第二三号)ノ公布。雇用主が厚生大臣ノ指定学校(学科)卒業生を採用する場合ノ申請手続、採用後ノ報告等を定む。△二―一―五▽
八	二六	学校卒業生使用制限令ノ学校種別指定(厚生省告示第一一九号)。大学、専門学校、実業学校、各種学校別に学校内容を指定。△二―一―六▽
八	二六	学校卒業生使用制限令ノ学科別指定(厚生省告示第一二〇号)。大学では機械工学科等九学科、専門学校では造船工学科等七学科、工業学校では電気科等六学科を指定。△二―一―七▽
九	一三	傷兵保護院、東京・堺・小倉市に傷病兵職業補導所ノ建設を決定。
九	二二	臨時商工省ニ転業対策部ヲ設置スルノ件(勅第六五号)ノ公布。商工省に「臨時転業対策部」を設置、昭和一四年六月一六日に振興部に発展拡充。△一―一―四▽
九	二三	商工省分課規程中改正(官報彙報)。転業対策部に総務・調整・指導ノ三課を設置。指導課は「産業転換ノ為必要ナル技術ノ指導ニ関スル事項」等を所掌する。△一―一―五▽

一〇	二	厚生省失業対策部長・社会局長・大蔵省預金部資金局長、「物資動員ニ依ル失業対策ニ関スル預金部資金融通ノ件」(失発第一号)を通牒。資金融通につきて、「遠隔地就職者保護資金貸付要綱」、「賃金繰替資金貸付要綱」、「生業資金貸付要綱」を定む。 △四一―一二▽	一〇	一三	月五日の厚生次官通牒の「生業資金貸付要綱」によることを指示する。△四一―一三、四一―一四▽ 厚生省失業対策部長、「物資動員ニ依ル離職者職業相談部設置ノ件」(転発第一号)を通牒。離職者職業相談部の設置概況の報告を求めぬ。
一〇	五	失業対策部官制(勅第六六七号)の公布。厚生省に臨時失業対策部を設置。「支那事変ニ伴フ失業者ノ救済等ノ失業対策ニ関スル事務」を所掌。△一一―一六▽ 厚生次官、「物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件」(発職第五八号)を通牒。「失業対策要綱」を定め、失業者のうち、「其ノ儘就職困難ト認めラルル求職者ニ対シ就職上必要ナル技術又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為」、職業補導施設の新設、既存設備の利用の拡大を掲げる。△四一―二一八▽	一〇	二二	国家総動員法制委員会、「学校技能者養成令案」を作成。△五一―一〇▽
一〇	五	厚生省分課規程中改正(官報彙報)。失業対策部に総務・転職・事業の三課を置く。△一一―一七▽ 厚生省失業対策部長、「物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件」(失発第五号)を通牒。	一〇	二六	厚生・文部大臣、「小学校卒業生ノ職業指導ニ関スル件」(厚生・文部訓令第一号)。小学校卒業生の職業指導に關し、学校と職業紹介所の一層の緊密化を訓令。△二一―一一▽
一〇	六	厚生省失業対策部長、「物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件」(失発第五号)を通牒。	一〇	二六	厚生省職業部長・文部省普通学務局長、「小学校卒業生ノ職業指導並職業紹介ニ関スル件」(発職第三四三号)を通牒。小学校卒業児童の職業指導要領として、「小学校卒業生ノ職業指導並職業紹介ニ関スル要領」を定む。△四一―一五▽
一〇	七	職業補導施設の設置運営上の留意事項として、「職業補導施設実施要綱」を定む。なお、「授産施設補助要綱」及び「協同作業組合補助要綱」も定む。△四一―二一九▽	一〇	二九	第二回国家総動員審議会に、「学校及養成所ニ於ケル技能者養成ニ関スル勅令案要綱」、及び「工場事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱」が諮問。△五一―一、五一―二▽
一〇	八	社会局長、「物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件」(発社第九六号)を通牒。上記一〇	一〇	一	厚生省失業対策部、物資動員に伴う失業者数を発表。事業者四〇、二四〇人、従業員三三、〇三七人計三七、一七七人。東洋経済新報調査(昭和一三年一〇月一日)では、犠牲産業人口一五〇万人、そのうち、失業



一一	二四	厚生省失業対策部長・商工省転業対策部長、「事変関係失業状況報告ニ関スル件」(失発第三九号)を通牒。昭和三十一年七月九日の通牒(発職第一七三号)の報告様式を改訂し、毎月の状況報告を求めぬ。
一一	二九	厚生省失業対策部長、「事変関係離職者ノ採用状況調査ノ件」(失発第四八号)を通牒。事変関係離職者の採用工場の実態調査を指示する。
一一	一	転業失業対策関係者連絡会議を厚生省で開催。
一一	五	厚生次官、「職業紹介所ニ関スル経費ノ市町村負担ニ関スル件」(発職第五六号)を通牒。道府県の負担を軽減するために、市町村が一部経費負担することを指示する。△四一―一〇〇〇
一一	五	第三回国家総動員審議会、「船舶運航技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱」の諮問に対し、即日可決。
一一	二八	厚生省失業対策部長、「職業補導施設ニ使用スル鉄鋼割当ニ関スル件」(失発第六八号)を通牒。各地方長官に鉄鋼割当証明書の発行上の様式を通牒する。△四一―一三〇

一一	七	一九三九(昭和十四)年 国民職業能力申告令(勅第五号)の公布。一六〇五〇才未満の者のうち、厚生大臣の指定する学校(学科)の卒業者、職業に従事している者等の登録制、要申告者の技能及び職業能力の検査制度を規定する。△二一―一八〇
一一	一七	閣議、「生産力拡充計画要綱」を決定。昭和四一―一六年度にわたる国防産業及び基礎産業の生産力拡充計画を樹立。△三一―五〇
一一	一八	国民職業能力申告令施行規則(厚生省令第一号)の公布。雇用主の要申告者の申請手続、技能程度申告標準、(五六種につき一―三級)職業能力申告手帳の交付等を定む。△二一―一九〇
一一	一八	国民職業能力申告令第二号ノ指定職業(厚生省告示第五号)。鉱山技術者、冶金技術者等一三四職業を指定。△二一―一〇〇
一一	一八	国民職業能力申告令第三号ノ指定学校(厚生省告示第六号)。大学、専門学校、実業学校、各種学校別に定む。△二一―一一〇
一一	一八	国民職業能力申告令第二号第三号ノ指定学科(厚生省告示第七号)。大学では機械工学科等一五学科、専門学校では造機工学科等一四学科、工業学校では機械科等九学科を指定する。△二一―一二〇
一一	一八	国民職業能力申告令第二号第四号ノ指定技能者養成

一	一八	施設（厚生省告示第八号）。国公立機械工養成施設、国立通信技術者養成施設、社団法人電信協会管理無線電信講習所を指定する。△二一〇一―一三▽	二	一三	を奨励する。△四一〇一―一六▽
一	一八	国民職業能力申告令第二条第五号ノ指定検定、試験及免許（厚生省告示第九号）。実業学校卒業程度検定規程に依る工業学校卒業程度の検定等、一二の検定・試験・免許を指定する。△二一〇一―一四▽	二	一五	工場事業場技能者養成懇談会、厚生省で開催。
一	一八	厚生省職業部長、「国民登録事務開始ニ関スル件」（職発第四九号）を通牒。昭和十四年一月二〇日から国民職業能力申告登録事務実施に伴い、その運営上の留意事項を指示する。△四一〇一―一二▽	二	一七	厚生省失業対策部長、「職業補導施設ニ使用スル銅其他非鉄金属割当ニ関スル件」（失発第二〇号）を通牒。配給取扱店及び価格を指示する。△四一〇一―一八▽
一	二二	傷痍軍人職業補導所ノ名称及位置（厚生省告示第一二号）。傷痍軍人大阪・福岡職業補導所を設置。△二一〇一―一二▽	二	一七	厚生省失業対策部長、「支那事变特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導ニ関スル件」（失発第三九号）を通牒。職業補導を学校等の施設に委託実施する上での留意事項を定む。△四一〇一―一九▽
一	二八	厚生省失業対策部長、「職業補導施設ニ使用スル鉄銅其他統制材料配給ニ関スル件」（失発第二三号）を通牒。四・五・六月の鉄銅其他統制材料使用計画の報告を求める。△四一〇一―一四▽	二	一八	国民職業能力申告令第一四条ノ規定ニ依ル官庁被用者ノ申告ノ特例ニ関スル件（閣・大蔵・陸軍・海軍・通信・鉄道・厚生省令第一号）の公布。指定官庁の官庁被用者の申告の特例及び申告手続等を定める。△二一〇一―一五▽
一	三一	厚生省失業対策部長、「職業補導所入所希望者ノ銓衡ニ関スル件」（失発第二四号）を通牒。「學歷、年令ノ如何ヲ問ハズ転職上補導ヲ必要トスル者ハ能フ限り之ヲ入所セシムル」ことを指示する。△四一〇一―一五▽	二	一八	国民職業能力申告令第一四条ノ官庁指定（厚生省告示第二四号）。政府関係機関、三七ヶ所を指定する。△二一〇一―一六▽
二	六	厚生省失業対策部長、「職業補導入所者ノ職業補導ニ関スル件」（失発第二八号）を通牒。補導所入所前に作業現場の見学、補導末期における実地作業実習	二	二三	厚生省失業対策部長、「支那事变特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導施設経費ニ関スル件」（失発第三二号ノ内）を通牒。経理状況、土地建物の借

三	九	上又は利用状況、設備状況について、報告を求める。 △四―二―二〇▽	成令による養成工等を雇用する場合、雇用主は原則として職業紹介所長の認可を必要とすることを規定する。 △二―一―一七▽
三	一三	傷兵保護院職業補導所規程（厚生省告示第三八号）の公布。同補導所の目的、補導科目（職種）、入所手続等を定める。△二―二―一三▽ 厚生省失業対策部長、「支那事变特ニ物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ職業補導施設継続実施ニ関スル件」（失発第五八号）を通牒。昭和一三年度に引き続いて、職業補導施設では製図、機械、簡易軍需作業並訓練、事務等の補導を行うことを指示する。△四―二―二一▽	工場就業時間制限令（勅第一二七号）の公布。機械製造、船舶車輛製造、器具製造、金属品製造、金属製錬業に従事する一六才以上の男子職工の一日当り労働時間は、一二時間以内とすることを規定する。△二―一―一八▽ 賃金統制令（勅第一二八号）の公布。賃金の高騰と労務需給の混乱を避けるために、工場・鉱山における未経験労働者の初給賃金の公定等を規定する。△二―一―一九▽
三	一六	全国産業団体連合会、「技能者養成希望意見書」（厚生省宛）を作成。①技能者養成の比率は工場の実情に即応するために、最低比率を定めること、②養成の力点は「高級熟練工」でなく、その残余の「七、八割に相当する職工」に置くこと、③従って工業学科目の教授時間を一五〇時間程度に削減し、その教育程度も余り高度なものにならないこと、等をまとめる。	学校技能者養成令（勅第一三〇号）の公布。文部省所管の学校、養成施設における技能者養成について、文部大臣の権限を規定する。△二―二―一四▽ 工場事業場技能者養成令（勅第一三一号）の公布。厚生大臣の指定する工場・事業場における企業主の技能者養成の義務化、養成目的、養成期間等を定む。△二―二―一五▽
三	一七	厚生省失業対策部長、「支那事变特ニ物資動員ニ依ル失業者ノ職業補導施設運営ニ関スル件」（失発第六三号）を通牒。委託実習は職業補導の実効をあげうる場合にのみ行われるべきことを指示する。△四―二―一二▽	工業技術員養成科ニ関スル件中改正（文部省令第一五号）の公布。工業技術員養成科を機械技術員養成科に改称し、一七官立工業専門学校に附置する。△二―二―一六▽
三	二五	厚生省桑名職業補導所、第一回卒業式を挙行。	厚生次官、「工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件」（職発第二六号）を通牒。企業主の養成義務免除、養成開始時期、養成開始の員数、養成廃止の認
三	三一	従業者雇入制限令（勅第一二六号）の公布。厚生大臣の指定する重要職業従事者、工場事業場技能者養	一





四	一	日本工業協会職工養成中央委員会、「機械工業ニ於ケル見習工適性考査法ノ手引」を發表。
五	五	厚生省職業部長、「小学校卒業未就職者ノ就職斡旋ニ関スル件」(職発第三八四号)を通牒。小学校卒業未就職者に対しては、工場事業場技能者養成令関係工場及び其の他時局産業方面に積極的に斡旋することを指示する。△四一―一二二▽
五	八	厚生省失業対策部長、「事変関係職業補導施設ノ補導開始又ハ修了報告ニ関スル件」(失発第九四号)を通牒。新様式に基づく補導開始状況及び補導修了状況の報告を求め。△四一―一二五▽
五	一一	厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成計画ニ関スル件」(職発第三九二号)を通牒。認可申請書の記入に当っては、「工場事業場技能者養成令第二条ノ指定事業解説」を参考にすることを指示する。△四一―三一六▽
五	一一	厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成国庫補助ニ関スル件」(職発第三九三号)を照会。国庫補助の参考資料のために、技能者養成の実施状況の報告を求め。△四一―三一七▽
五	二〇	厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成令施行ニ関スル疑義ノ件」(収職第一〇五八号)を通牒。金属製錬業の範囲に関する回答。△四一―三一八▽
五	二二	厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成令第二条ノ事業ニ関スル疑義ノ件」(収職第八三二号)を通牒。鉄帽製造業は指定事業の兵器類製造業に該当するや否やの照会に対し、「兵器類製造業ニ該当スル」と解答。△四一―三一九▽
五	二二	厚生省職業部長、「学校卒業生使用制限ニ関スル件」(職発第四〇号)を通牒。「学校卒業生使用制限ニ関スル府県釧山監督局事務取扱要綱」を定め、学校卒業生使用制限の厳正化を図る。△四一―一二三▽
五	二九	工場事業場技能者養成委員会官制(勅第三四二号)の公布。技能者養成委員会は「技能者ノ養成ニ関スル重要事項ヲ調査審議」する厚生大臣の諮問機関。会長は厚生次官、委員三〇名以内をもって構成。△一一―八▽
五	二九	厚生省失業対策部長、「職業補導施設統制材料配給ニ関スル件」(失発第一〇二号)を通牒。配給の円滑を期するため、材料の寸度を記入の上、要求することを指示する。△四一―二二六▽
五	三一	ILO東京支局、閉鎖。
六	二	厚生省、全国職業主務課長会議を開催(六月三日迄)。
六	二	①簡易軍需作業並訓練施設は内容改善によって、補導期間二ヶ月程度に延長すること、②製図工の補導期間は二ヶ月に延長すること、③施設・設備の更新を認めること、を指示する。
六	一六	臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件(勅第三八八号)の公布。転業対策部を廃止し、「中小商業ノ統制及

七	八	助長」等を所掌する振興部を設置。△一一一九
六	一六	商工省官制改正(勅第三八六号)△一一二〇V
六	一六	商工省分課規程改正(官報彙報)。機械工養成の所掌事務は、機械局一般機械課が所掌することになる。△一一二一V
六	二二	厚生省職業課長、「従業者雇入制限令ノ施行ニ関スル件」(職課発第一六六号)を通牒。従業者雇入制限令の厳正な施行を指示する。△四一一一四V
六	二七	ILO第二五回総会、「職業訓練ニ関スル勸告」を採択。定義、一般的組織、事前の職業的準備、技術教育及職業教育、雇用前及雇用中の職業的訓練、調整及情報提供に関する措置、証明書及交換、教員の八部二〇項を定む。△六一一V
六	二八	ILO第二五回総会、「徒弟制度ニ関スル勸告」を採択。定義、原則、監督等、六項目を定む。△六一二V
七	一	厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成状況報告ニ関スル件」(職発第五一六号)を通牒。工場事業場技能者養成の実施状況報告を求める。△四一三一〇V
七	四	厚生省職業部長、「労務動員実施計画ニ関スル件」(職発第四五号)を通牒。「労務動員実施計画要綱」を定む。
七	八	国民徴用令(勅第四五一号)の公布。厚生大臣の認可により、国民職業能力申告令による要申告者の徴用が可能となる。△二一一一〇V

七	一五	軍事保護院官制(勅第四七九号)の公布。厚生省臨時軍事援護部と傷兵保護院(外局)を統合し、軍事保護院を設置。△一一二二V
七	一五	内閣情報部、「事変下の財政経済」を発表。業者の転業は商工省が、被用者の失業救済は厚生省が中心に行ってきたことを表明。
七	一八	工場事業場技能者養成補助規則(厚生省令第二二号)の公布。国庫補助金交付の対象、交付比率、交付手続等を定む。△二一二二二V
七	一八	厚生次官、「工場事業場技能者養成国庫補助ニ関スル件」(発職第五七号)を通牒。国庫補助金交付の対象は、青年学校を除外することを定む。△四一三一〇V
七	二〇	傷痍軍人療養所及職業補導所ノ名称及位置(厚生省告示第一二九号)。傷痍軍人大阪・福岡職業補導所を告示。△二一二二三V
七	二〇	傷兵保護院職業補導所規程中改正(厚生省告示第一三一号)。軍事保護院職業補導所規程に改称。△二一二二四V
七	二二	厚生省失業対策部長、「事変関係職業補導施設ニ使用スル統制材料配給ニ関スル件」(失発第一二五号)を通牒。特に非鉄金属の要求様式、提出期限、配給方法、取扱上の留意事項を指示する。△四一二二七V
七	二八	内務次官・厚生次官・軍事保護院副総裁、「国民徴用令ニ依り徴用セラレタル者ノ処遇ニ関スル件」(発職第五九号)を通牒。被徴用者の身分取り扱い、賃



一〇	一〇	養成工の名簿を職業紹介所に提出することを指示する。 △四一三一―三V
一〇	一〇	厚生省失業対策部長、「事変関係職業補導施設ニ於テ使用スル鉄鋼ノ割当数量、証明数量及受入数量ノ調査ニ関スル件」(失発第一六九号)を通牒。新様式による圧延鋼材並に銑鉄割当数量証明数量及受入数量の報告を求む。△四一二―三三V
一〇	一一	軍人援護対策審議会官制(勅第六九七号)の公布。 傷痍軍人保護対策審議会を改組する。△一一―二三V 厚生省分課規程中改正(官報彙報)。職業部を総務・監理・業務・登録・養成・規制の六課に拡充する。△一一―二四V
一〇	一一	厚生次官、「幹部機械工養成ニ関スル件」(発職第七九号)を通牒。「幹部機械工養成施設設置要綱」を定め、幹部機械工・技能者養成指導員の養成を目的とする幹部機械工養成所を制度化する。昭和一五年に東京・大阪・愛知・福岡に府立又は県立幹部機械工養成所を、又昭和一六年に神奈川・兵庫・広島県立幹部機械工養成所、更に昭和一八年に北海道立幹部機械工養成所を設置する。△四一二―三四V
一〇	一八	厚生省職業部長・労働局長、「労働動員計画実施ニ伴フ女子労務者ノ就職ニ関スル件」(職発第七二六号)を通牒。女子の就労の助成と適当な職種を例示する。△四一一―二九V 価格等統制令(勅第七〇三号)の公布。物価の暴騰防止対策として、価格、運送賃、保管料、損害保険料、
一〇	一八	賃貸料、加工賃を、昭和一四年九月一八日の価格に凍結する。△二一一―二一V
一〇	一九	厚生省職業部長・文部省普通学務局長、「小学校卒業業者ノ職業指導ニ関スル件」(職発第七二九号)を通牒。労働動員の実効を上げるため、小学校卒業者の時局産業への就職を奨励する。△四一一―三〇V
一〇	二二	厚生省職業部長、「小学校卒業業者ノ職業相談ノ実施要領ニ関スル件」(職発第七三三号)を通牒。小学校卒業業者の職業紹介幹旋のために、「小学校卒業業者ノ職業相談実施要領」を定む。△四一一―三一V
一〇	二四	日本工業協会、「工場ニ於ケル中堅工ノ養成」を発刊。同協会が第一六回全国研究会資料として収集した地方一〇団体の改革意見を掲載。△五一―一五V
一〇	三〇	厚生省職業部長・労働局長、「製糸工ノ雇用契約期間ニ関スル件」(職発第七四四号)を通牒。普通女工の一年、伝習女工の三年の契約期限の制限が撤廃。△四一一―三二V
一一	一五	工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項ノ比率(厚生省告示第二二五号)。二二事業における昭和一五年度の養成比率について、金属製錬・金属圧延鍛冶・鑄造・金属熔接業は三・五%、金属工用木工用機械器具・採鉱選鉱製錬用機械器具製造業一七事業は

一一	二〇	五〇と定める。△二―二―二六√ 労務管理調査委員会官制（勅第七七九号）の公布。 厚生大臣の諮問機関で、「工場事業場ニ於ケル労働力ノ維持培養、作業能率ノ増進其ノ他労務管理ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」ことを目的とする。会長は厚生次官、委員三〇名以内。△一―二五√
一一	二二	船舶運航技能者養成令（勅第七八〇号）の公布。船舶所有者又は船舶運航業者の船舶運航技能者養成義務について定む。
一一	二七	厚生次官、「労務動態調査ニ関スル件」（発職第九三号）を通牒。労務動態調査規則公布施行の後に、全労働者の雇入解雇、現在雇用人員、雇入見込員数、雇入労働者の前職等を定期的に調査することを指示する。労務動態調査規則（厚生省令第三八号）の公布。一年二回（六月、十二月）、全労働者の動態調査の実施手続を定む。△二―一―二三√
一一	二八	厚生大臣、労務管理調査委員会に「労働力ノ維持培養ヲ図ルハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ナリト認ム仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ」（諮問第一号）、「労働者不足ノ現状ニ鑑ミ作業能率ノ増進ヲ図ルノ要アリト認ム仍テ之ガ方策ニ付其ノ会ノ意見ヲ諮フ」（諮問第二号）を諮問。
一一	三〇	厚生省職業部長、「卒業期ニ於ケル小学校児童ノ職業紹介ト募集ニ関スル件」（職発第八一一号）を通牒。労働員計画の円滑な遂行のため、小学校卒業者の就職斡旋を職業紹介所で一元的に行うことを指示する。△四―一―三三√
一一	四	厚生省職業部長、「職業指導強調運動ニ関スル件」（収職第三〇六二号）を通牒。財団法人職業協会及び財団法人日本職業指導協会主催の職業指導協調運動への協力を依頼する。
一一	一一	厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成令疑義ニ関スル件回答」（収職第二九八七号）。養成工の廃止とは、事業主が養成を廃止することを意味し、その廃止に当っては地方長官・鉱山監督局長の認可を必要とする。△四―三―一四√
一一	一一	厚生次官、「労務動態調査ニ関スル件」（発職第一〇二号）を通牒。「内閣及各省ニ於ケル労働動態調査要綱」を定め、事務従業者、技術従事者、一般労働者別に動態調査の実施を依頼。△四―一―三四√
一一	一四	厚生次官・内務次官、「労務動態調査ニ関スル件」（発職第一〇三号）を通牒。「道府県ニ於ケル労働動態調査要綱」を定め、動態調査の実施を依頼。△四―一―三五√
一一	一八	厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成令第二条第二号ノ規定ニ依ル工場事業場ノ指定ニ関スル件」（職発第八四九号）を通牒。昭和十五年四月から養成開始に適切な当該工場の調査と調査結果の報告を求む。△四―三―一五√
一一	一七	一九四〇（昭和一五年）年 厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成令ノ施行

一	一八	<p>ニ関スル件」(職発第一五号)を通牒。昭和一四年四月の「金属工業及機械器具工業ノ養成計画作成要綱」のうち、工業学科・教授科目、授業時数を一部変更する。△四一三一六V</p> <p>厚生省職業部養成課長、「工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件」(養発第一六号)を通牒。改訂工業学科の暫定教授要目を例示する。△四一三一七V</p> <p>青少年雇制限令(勅第三六号)の公布。重要産業における労働者の確保のために、青少年(男子一二〜三〇才未満、女子一二〜二〇才未満)の雇入の規制を強化する。△二一―一―二四V</p>
二	一	<p>厚生省職業部長、「職業紹介所処務細則準則等改正ノ件」(職発第三八号)を通牒。職業紹介所に、新たに職業補導係を設置。△四一三一三五V</p> <p>機械技術者検定制度調査委員会官制(勅第四二号)の公布。「工場事業場ニ於ケル機械工作又ハ金属加工ニ従事スル技術者ノ検定制度ニ関スル事項ヲ調査審議」する厚生大臣の諮問機関。会長は厚生次官、委員二〇名以内をもって構成。△一―二六V</p>
二	二二	<p>厚生省職業部長、「小学校卒業生ノ職業指導並ニ職業紹介ニ関スル件」(職発第五四号)を通牒。求人者が割当数の小学校卒業生を充足するために、職業紹介所を指導督促することを指示する。△四一―一―三六V</p> <p>日本工業協会、各工場代表者を集めて、技能者養成方法研究会を開催(二五日まで)。教科課程、養成工の職種振分け方法、実習指導員の養成及び待遇、一</p>
二	二四	
二	二七	<p>般問題の分科会を設け、それぞれ調査研究する。</p> <p>厚生省失業対策部長、「事変関係職業補導施設ニ使用スル非鉄金属受払表ニ関スル件」(失発第一〇号)を通牒。非鉄金属の使用状況を四半期ごとに報告することを求める。△四一三一三六V</p>
三	一	<p>厚生次官、「青少年雇制限令ノ施行ニ関スル件」(職発第一八号)を通牒。青少年の雇入制限の取扱について、「青少年雇制限令ニ関スル事務取扱要綱」を定む。△四一―一―三七V</p>
三	五	<p>厚生省失業対策部長・職業部長、「事変関係職業補導施設継続実施ニ関スル件」(職発第一四号)を通牒。昭和一五年度では簡易軍需作業並訓練は原則として廃止し、職業補導施設は大体、機械工・製図工補導を行うこと、及び事務補導は別途通牒によることにする。△四一三一三七V</p>
三	一九	<p>厚生省失業対策部長・職業部長、「一般職業補導施設ニ関スル件」(職発第一〇五号)を通牒。昭和一五年度における事務補導及び其の他の一般職業補導の実施上の注意事項を指示する。△四一三一三八V</p>
三	二〇	<p>厚生省職業部長・労働局長、「本年三月小学校卒業生ノ就職後ノ補導ニ関スル件」(職発第二九号)を通牒。小学校卒業生の就職後補導について、その目標、時期、職業紹介所の役割等を指示する。△四一―一―三八V</p>
三	二五	<p>労働管理調査委員会、厚生大臣に「諮問第一号ニ対スル第一次答申」(衛生ニ関スル方策、生活安定ニ関</p>

三	一	<p>スル方策、女子労務者保護ニ関スル方策、災害防止ニ関スル方策、未経験労働者ノ保護指導ニ関スル方策)、 「諮問第二号ニ対スル第一次答申」(鉱山特ニ石炭山ニ於ケル労務者能率増進並ニ欠勤移動防止ニ関スル方策、工場ニ於ケル欠勤及移動防止ニ関スル方策、生産増加運動ニ関スル方策)を、それぞれ答申する。△五 一六、五一―一七▽</p> <p>機械技術者検定期規則(厚生省令第八号)の公布。 機械技術者検定の目的、受験資格、検定内容等を定む。 △二―二―二七▽</p> <p>機械技術者検定施行要綱(厚生省告示第五八号)。 筆記試験、作業試験の程度と範囲を定む。△二―二―二八)</p> <p>厚生次官、「機械技術者検定施行ニ関スル件」(発職第三二号)を通牒。「機械技術者検定事務取扱要領」を定め、願書の受付、受検票、試験場、試験問題の取扱い上の注意事項を指示する。△四―一―三九▽</p> <p>職業紹介法中改正(法第七四号)の公布。地方公共団体の職業紹介所経費の一部負担が廃止され、職業紹介所は名実ともに国営となる。△二―二―二九▽</p> <p>厚生次官、「未経験工ノ保護及指導ノ方針」(発勞第二〇号)を通牒。未経験工の保護・指導のために、労働時間、衛生上ノ保護、指導の注意事項を指示する。 △四―一―四〇▽</p> <p>日本工業協会、職工養成研究会を設置。工場事業場技能者養成令実施に伴い、「緊急措置ヲ要スルト認</p>
---	---	--

四	一〇	<p>ムモノ」を調査審議す。</p> <p>陸軍省、「軍需工業指導大要」を発表。軍需関係下請工業の整理統合の必要性を提唱。</p> <p>工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項及第一一条の特例ニ関スル件(厚生省令第一号)の公布。第四条第一項の特例業種として、工業薬品製造業等の一製造業を、又第一一条の授業時数の特例として、金属鋳業・石炭鋳業では「徳性ノ涵養」一二〇時間以上、「中堅職工タルニ須要ナル知識」五五〇時間以上、「中堅職工タルニ須要ナル技能」三五〇時間以上とすることを定む。△二―二―三〇▽</p> <p>工場事業場技能者養成令第二条ノ事業指定(厚生省告示第八四号)。金属鋳業、石炭鋳業等の一四事業を指定追加。△二―二―三一▽</p> <p>工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項ノ比率(厚生省告示第八五号)。一四事業における昭和一五年度の養成比率について、金属・石炭鋳業は一・五%、工業薬品・染料及中間物製造業等の一製造業は二・五%とすることを定む。△二―二―三二▽</p> <p>養成開始ノ時期及養成計画ノ認可申請期間指定(厚生省告示第八六号)。追加一四事業の養成開始時期は昭和一五年六月、養成計画認可申請期間は昭和一五年四月二一日ノ同年五月二〇日迄。△二―二―三三▽</p> <p>厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成令ノ事業ニ関スル件」(職發第二〇一号)を通牒。比率の異なる指定事業を同一の工場で行う場合の養成員数、指</p>
---	----	--





七	五	<p>通牒。 事変関係及び一般職業補導施設の開始状況、補導修了報告を求める。△四―二―四〇▽</p> <p>厚生省職業部長、「工場事業場技能者養成指導員ニ関スル件」(丙職発第三〇号)を通牒。 養成指導員は「技能者養成作成要綱」に適合するように選任し、その資質の向上につき指示。△四―三―二四▽</p> <p>奢侈品等製造販売制限規則(農林・商工省令第二号)の公布。 労務を時局産業に転換するために、奢侈品等の製造販売の規制が強化。 転失業問題の深刻化が進む。△二―一―二六▽</p>
七	一〇	<p>厚生省職業部長、「季節労務取扱要領ニ関スル件」(丙職発第三四号)を通牒。 労務動員計画の遂行のために、季節労務の需給調節を目的とする「季節労務取扱要領」を定む。△四―一―四二▽</p> <p>企画院総裁、内閣総理大臣宛に「昭和一五年度労務動員実施計画綱領ニ関スル件」を上申。 「技術者、熟練労働者等需給調整並ニ技術振興方策」において、「差当りの処置としては、技術者等の短期養成に努める」ことを意図する。</p>
七	二一	<p>厚生省、事変関係機械工補導施設関係職員講習会(二八日迄)を開催。 「職業補導施設運営上ノ注意事項」として、補導生の募集及び銓衡、補導の充実、就職斡旋及び就職後の連絡、補導所の経費及び資材について、指示する。</p>
七	二二	<p>厚生省職業部長・失業対策部長、「事変関係機械工補導施設補導要綱ニ関スル件」(丙職発第五九号)を</p>
八	二七	<p>通牒。 「機械工補導所補導要綱」を定め、昼間・夜間部機械工補導所の補導期間、補導日数及時数、補導内容及びその時数、旋盤・仕上・フライス・製図工の各補導要目、週別授業時間割編成を定む。△四―二―四一▽</p> <p>厚生省職業部長・失業対策部長、「事変関係機械工補導施設補導要綱ニ関スル件」(丙職発第六〇号)を通牒。 旋盤工・仕上工・製図科用の教科書を指定。△四―二―四二▽</p> <p>閣議、「基本国策要綱」を決定。 国防国家体制確立のための根本方針、国防及外交、国内体制の刷新に關し、大綱を定む。△三―六▽</p> <p>商工大臣、「新産業政策ノ指針」を発表。 七項目の指針のうち、生産力拡充・産業合理化のために、科学振興対策を掲げる。</p>
八	五	<p>厚生省職業部長・失業対策部長、「事変関係機械工補導施設要綱ニ関スル件」(丙職発第八三号)を通牒。 補導雑費総額は補導人員数に一五銭を乗じた数、作業服は補導生に貸与、教科書は補導生の自費購入、表彰品額は修了者五〇人に対し五円を標準とすること</p>
八	一三	<p>厚生省職業部長・失業対策部長、「事変関係職業補導施設ニ於テ使用スル電線報告書ニ関スル件」(丙職第九九号)を通牒。 電線買付購入状況並消化状況の報告を求める。△四―二―四四▽</p> <p>労務管理調査委員会、厚生大臣に、「諮問第一号ニ</p>
八	二七	<p>厚生省職業部長・失業対策部長、「事変関係機械工補導施設補導要綱ニ関スル件」(丙職発第五九号)を</p>

一〇	二二	九	二六	<p>対スル第二次答申」(青少年勞務者生活指導ニ関スル方策、体育ニ関スル方策、栄養ニ関スル方策)、「諮問第二号ニ対スル第二次答申」(生産増加運動ニ関スル事項中技能競争実施方策)、「諮問第一号関係諮問第二号関係共通ノモノ」(教養ニ関スル方策、産業報国会、同地方連合会及同中央本部ノ事業ニ関スル事項)を答申する。△五一八、五一九▽</p> <p>船員職業紹介所官制(勅第六二八号)の公布。通信省所管の船員職業紹介所を設置する。「船員職業紹介事業其ノ他船員ノ職業紹介ニ関スル事務」を所掌する。</p> <p>国民職業能力申告令中改正(勅第六七三三号)の公布。要申告者の範囲を拡大するとともに、一六才以上二〇才未満の「青年国民登録」制を導入する。△二一一一、二一七▽</p> <p>国民徴用令中改正(勅第六七四号)の公布。要申告者の対象及び徴用事業場・工場の範囲を拡大する。△二一一一、二八▽</p> <p>賃金統制令改正(勅第六七五号)の公布。賃金統制令及び賃金臨時措置令を再編し、工場・鉱山労働者の平均時間割賃金を公定する。△二一一一、二九▽</p> <p>会社経理統制令(勅第六八〇号)の公布。会社経理を統制するため、資金の活用、経費支出、資産償却、役員、社員給与の支払、自己資金の蓄積等を統制する。△二一一一、三〇▽</p> <p>閣議、「中小商工業ニ対スル対策」を決定。 職業</p>
一一	二二	一一	八一	<p>紹介所と中央商工相談所を統合した国民職業指導所設置案、国民勤勞訓練所設置案を決定。△三一七▽</p> <p>厚生省職業部長・失業対策部長、「事変関係職業補導施設ニ於テ使用スル統制材料要求書提出期限ニ関スル件」(丙職発第二五七号)を通牒。 非鉄金屬類の昭和一五年度第四四半期分の使用要求の報告を求め。△四一二、四五▽</p> <p>閣議、「勤勞新体制確立要綱」を決定。 高度国防国家体制の完成、国家生産力の増強のために、勤勞精神の確立、勤勞組織の確立、行政機構の整備を行うことを決定する。△三一八▽</p> <p>従業者移動防止令(勅第七五〇号)の公布。 雇入制限の従業者の範囲を拡大し、違反の場合の罰則規定を強化する(昭和一四年三月の従業者雇入制限令は廃止)。△二一一一、三一▽</p> <p>工芸技術講習所官制(勅第七六九号)の公布。 工芸技術講習所は「工芸ニ関スル技術ノ教授」を目的とする文部省所管の教育施設。 入所資格、修業年限、学科目は「工芸技術講習所規程」による。△二一二一、三七▽</p> <p>厚生省職業部長・失業対策部長、「職業補導施設拡充ニ関スル件」(丙職発第二三八号)を通牒。「中小商工業者職業転換対策ノ一トシテ職業補導施設ヲ拡充」することを指示する。△四一二、四六▽</p> <p>商工次官、「織物製造業者ノ合同ニ関スル件」(一五職第三九六号)を通牒。 中小機業者の合同を図るた</p>

一一	二二	<p>めに、「織物製造業者ノ合同ニ関スル要綱」を定む。        八四―一―四三V</p> <p>商工次官、「生活必需品配給機構整備ニ関スル件」        (一五振第一〇〇七二号)を通牒。配給機構の整備        のために、「生活必需品配給機構整備要綱」を定む。        八四―一―四四V</p> <p>大日本産業報国会の創立。産業報国運動の全国的統        轄指導機関、総裁は厚生大臣(同年一月六日に、産        業報国連盟に発展解消する)。</p> <p>商工次官、「中小商工業者ノ企業合同ノ勸奨指導ニ        関スル件」(一五振第一〇二九号)を通牒。経営        の合理化のために、中小商工業者の企業合同あるいは        共同経営の促進を指示する。八四―一―四五V</p> <p>厚生省職業部長、「小学校卒業業者ノ求人並ニ供出割        当ニ関スル件」(丙職発第三一七号)を通牒。陸海        軍作業庁及び官庁、軍需生産関係の求人に対し、優先        割当を指示する。八四―一―四六V</p> <p>厚生省失業対策部長・職業部長、「職業補導施設予        算経理ニ関スル件」(丙職発第三三二号)を通牒。        補導施設職員の待遇改善のため、予算額一割内外を目        途に、臨時家族手当・年末賞与の支給を認める。八四        一―四七V</p> <p>臨時閣議、「経済新体制確立要綱」を決定。国防        国家体制の完成のため、企業体制の確立、経済団体の        組織化を謳う。「中小企業ハ之ヲ維持育成ス但シ其ノ</p>
一一	二二	<p>維持困難ナル場合ニ於テハ自主的ニ整理統合セシメ且        其ノ円滑ナル転移ヲ助成ス」ことを決定する。八三―        九V</p> <p>日本工業協会、厚生大臣宛に技能者養成令実施上緊        急措置に付建議。養成工募集方法の改善、高等小学        校教員への技能者養成令の趣旨の徹底、技能競技会の        開催、国立機械工養成所を実習指導員養成機関に再編        すること等を提案する。八五―二〇V</p> <p>工芸技術講習所規程(文部省令第四五号)の公布。        技術講習所の目的・学科目・修業年限を定む。第一        部は専門学校卒業程度で修業年限二年、第二部は中学        卒業程度で修業年限二年とする。八二―二―三八V</p> <p>商工次官、「機械鉄鋼製品工業ノ整備ニ関スル件」        (一五機第四八四五号)を通牒。下請制度の整備、        企業形態の合理化、非能率工場の整理のために、「機        械鉄鋼製品工業整備要綱」を定む。八四―一―四七V</p> <p>厚生省職業部長・失業対策部長、「職業補導施設拡        充ニ関スル件」(丙職発第三七三三号)を通牒。中小商        工業者転廃業のための職業補導実施計画の報告を求め        る。八四―二―四八V</p> <p>厚生次官・商工次官、「中小商工業者転廃業対策ニ        関スル件」(発職第一七六号)を通牒。中小商工業        者転廃業対策として、既存の職業補導施設を拡充する        と同時に、国民勤労訓練所を新たに制度化する。八四        一―四九V</p>

一一二	二七	厚生省職業部長・大臣官房会計課長、「職業紹介所ニ属スル職業転換指導施設諸費予算配当ニ関スル件」(丙職発第三七六号)を通牒。中小商工業者転廃業対策の一つとして、職業転換指導専任職員制を導入。その職員の採用基準、給与基準を定む。△四一―一四八V	一	九	一九四一(昭和一六)年 商工大臣、經濟部会議で訓示。中小商工業者転業対策として、国民職業指導所、国民勤労訓練所、国民更生金庫の三制度化を主張する。 厚生省官制中改正(勅第二九号)の公布。職業部と失業対策部を統合し、職業局に再編成する。職業紹介、失業対策、その他労務需給に関する事項を所掌する。△一一二七V
一一二	二七	厚生省職業部長、「職業転換指導施設費補助ニ関スル件」(丙職発第三八一号)を通牒。国庫補助金交付のための「職業転換指導施設費補助要綱」及び「中小商工業者職業転換施設実施要綱」を定む。△四一―一四九V	一	一〇	職業紹介委員会官制中改正(勅第三二号)の公布。中央職業紹介委員会委員を二〇名から四〇名に増員する(失業対策委員会官制は廃止)。△一一二八V
一一二	二八	厚生省職業部長、「国民勤労訓練所設置ニ関スル件」(発職第一八二号)を通牒。国民勤労訓練所の二ヶ所設置を財団法人職業協会に委託する。委託費として約二六〇万円を交付する。△四一―一五〇V	一	一〇	厚生省職業局長、「工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件」(職発第一〇号)を通牒。特殊作業の養成工、病氣・事故等の場合の養成期間、委託養成の取扱いについて、注意事項を指示する。△四一―一五二五V
一一二	二八	厚生省失業対策部長・職業部長、「事変関係職業補導施設ニ於テ使用スル特殊鋼鋼材配給ニ関スル件」(丙職発第三七九号)を通牒。特殊鋼鋼材の取得につき、「特殊鋼々材入手要領」を定む。△四一―一五一V	一	一〇	内務省警保局長・警視總監、「経済生活相談所ノ設置ニ関スル件」(警保発甲第一号)を通牒。経済警察協議会の一事業として、経済生活相談所の設置を指示する。△四一―一五〇V
一一二	二八	拓務省拓務局長、「昭和一五年度転業者開拓民ノ取扱ニ関スル件」(北開第三九〇号)を通牒。要職業転換者のうち、五〇〇〇戸を満州開拓民として補導転業することを指示する。△四一―一五二V	一	一一	厚生省分課規程改正(官報彙報)。職業局に総務、業務、登録、技能、転職の五課を設置。技能課は技能者の養成、幹部機械工の養成、技術者検定、技能検査の施行、学校卒業生使用制限に関する事項を、転職課は職業転換の指導、国民勤労訓練、職業補導、授産及内職施設、その他失業対策に関する事項を所掌する。

一	一八	一	一八	一	一八
一	一五	一	二二	一	二二
一	一五	一	二二	一	二二
一	一五	一	二〇	一	二〇
一	一八	一	二四	一	二四
一	一八	一	二八	一	二八

△一―二九V

商工次官、「中小商工業者ノ転廃業対策ニ関スル件」

(一五振第一一〇―一―一)を通牒。「外交転換ニ伴

フ商工業者ノ転廃業対策要綱」を定む。△四―一―一五二V

厚生省官制中改正(勅第三九号)の公布。工場監

督官制及び調停官制を統合し、労務監督官制に再編す

る。△一―三〇V

厚生部内臨時職員設置制中改正(勅第四〇号)の

公布。労働局に「工場事業場ニ於ケル労務管理ニ関

スル事務」を所掌する労務官を置く。△一―三一V

工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項の比

率(厚生省告示第八号)。昭和一六年度における養

成工の養成比率を定む。金属製錬業等の二業種は二

%、鍛冶業等の三業種は三%、機械器具製造業等の二

七業種は三・五%、金属鋳業等の二業種は一・五%、

工業薬品製造業等の一二業種は二・五%と定む。△二

―二―三九V

拓務次官、「昭和一五年度転業者開拓農民取扱ニ関

スル件」(北開第九〇号)を通牒。転業者対策とし

て、「昭和一五年度転業者補充開拓農民取扱要綱」を

定む。△四―二―五三V

厚生省職業局総務課長、「職業紹介所ノ名称改正

ニ関スル件」(総発第四号)を通牒。法令改正によ

つて、職業紹介所を国民職業指導所に、又労働紹介所

を国民労働指導所に改称する予定であることを通知す

る。△四―一―五二V

一八

商工省振興部長・厚生省職業部長、「府県中央商工

相談所ノ廃止ニ伴フ事務処理ニ関スル件」(一六振第

四一―一)を通牒。府県中央商工相談所の機能は、

国民職業指導所及び職業転換協議会に再編される。

△四―一―五三V

厚生省職業局長、「国民職業指導所庶務細則ニ関ス

ル件」(職発第一九号)を通牒。六大都市及び北九

州地域では転職部を、その他の市町村では業務係を置

き、職業補導を所掌することを定む。△四―一―五四V

厚生省職業局長・会計課長、「職業補導所ニ入所中

ノ補導生ニ対スル給与増額ニ関スル件」(職発第二三

号)を通牒。一人一日当り、昼間生に五〇銭、一円

五〇銭、夜間生に二〇銭、五〇銭を支給することを定

む。△四―二―五四V

拓務省拓北局長、「満州開拓民地方事業費補助ニ関

スル件」(北開第一二六号)を通牒。国庫補助金交

付のために、「転業者補充開拓民関係地方事業費補助

要領」を定む。

厚生省職業局長、道府県職業主務課長事務打合会に

おいて訓示。中小商工業者及び其の従業者の失業・

転業救済のために、国民勤労訓練所、職業補導施設、

授産・授職施設の拡充方針を表明する。△四―二―五

五V

厚生省職業局長、「小学校卒業生ノ職業紹介ニ関ス

ル件」(職発第三七号)を通牒。小学校卒業生ノ採

用者数の決定標準が未充足の場合、再銓衡の実施を認

二	一	<p>める。△四一―一五五▽</p> <p>職業紹介所官制中改正（勅第一一三号）の公布。</p> <p>職業紹介所を国民職業指導所に改編する。職業紹介、職業転換の指導、国民職業能力の登録、国民徴用、従業者雇入制限に関する事項を所掌する。△二―二―四〇▽</p>
二	三	<p>厚生省職業局転職課長、「補導雑費支給取扱方ニ関スル件」（職発第二三号ノ内）を通牒。補導生への補導雑費の支給は、「濫リニ必要以上ノ給与ヲナサザル様留意」し、一人一日当り、昼間生には七〇銭以内、夜間生には三〇銭以内とすることを指示する。△四―二―五六▽</p>
二	四	<p>厚生省職業局長・大臣官房会計課長、「事変関係職業補導施設並一般職業補導施設ニ要スル予算追加令達ニ関スル件」（職発第二三号ノ内）を通牒。補導雑費増額分の予算追加を令達する。△四―二―五七▽</p>
二	五	<p>厚生省職業局長、「国民勤労委託訓練実施ニ関スル件」（発職第二七号）を通牒。国民勤労訓練所の設置完了迄の委託訓練の実施に付き、「訓練実施要綱」を定む。△四―二―五八▽</p>
二	六	<p>拓務省拓北局長、「昭和一五年度転業者開拓民家族援護費補助ニ関スル件」（北開第一号）を通牒。転業者開拓民の残留家族に対する援護費一、二二五、〇〇〇円の国庫補助手続を定む。△四―一―五六▽</p>
二	六	<p>商工省振興部長・機械局長、「陸海軍其ノ他ノ発注官衛直接利用ノ下請工業ノ整備ニ関スル件」（一六振</p>

二	二	<p>第三八九号）を通牒。下請工業の生産性を昂揚するために、「陸海軍其ノ他ノ発注官衛直接利用ノ下請工業整備要綱」を定む。△四―一―五七▽</p>
二	二〇	<p>転廃業者資産評価委員会官制（勅第一二一号）の公布。中小商工業者の転廃業に伴う当業者の資産評価の調査審議機関として、転廃業者資産評価中央委員会及び地方委員会を設置。△一―三二▽</p>
二	一〇	<p>厚生省職業局長、「職業転換指導施設費国庫補助交付ニ関スル件」（丙職発第三八一号ノ内）を通牒。国庫補助金交付につき、申請書提出を求む。△四―一―五八▽</p>
二	一〇	<p>次官会議、「転業対策連絡協議会設置要綱」を決定。連絡協議会の趣旨、要領を定む。△一―三三▽</p>
二	一一	<p>厚生省職業局長、「中小商工業者等ノ廃失業状況等報告ニ関スル件」（職発第七八号）を通牒。中小商工業者等ノ廃失業状況、其の転職状況、斡旋状況の毎月の報告を求む。</p>
二	一三	<p>庁府県臨時職員等設置制中改正（勅第一二七号）の公布。中小商工業の転廃業の事務を所掌する職員を、道府県に設置する。△一―三四▽</p>
二	一三	<p>厚生省職業局長、「職業転換協議会開催状況報告ニ関スル件」（職発第八一号）を通牒。職業転換協議会の開催状況について、日時及場所、出席者職氏名、協議・決定事項、主な意見の報告を求む。</p>
二	一四	<p>商工省燃料局長官・鉄道省監督局長・内務省警保局長、「タクシー、ハイヤー事業ニ対スル揮発油消費規</p>

<p>正強化ノ対策ニ関スル件」(一六燃規第七二六号)を 通牒。揮発油消費規制を強化するために、四割のタク シー、ハイヤーに揮発油の配給を停止し、これに伴う 転失業者対策は、「関係各省ヨリノ別途通牒ニ依ルコ ト」を指示する。</p>	二 一八	<p>上就職セシムルヲ適當ト認ムルモノ」と捉え、転職困 難で生活困窮者は授産施設への収容あるいは内職斡旋 を指示する。△四一二一六〇▽</p> <p>厚生省職業局長、「職業補導施設継続実施ニ関スル 件」(職発第二一〇号)を通牒。昭和一六年度にお ける職業補導実施計画の報告を求める。その計画にお いては、機械工補導、製図工補導、事務補導とし、支 那語補導は廃止することを指示する。△四一二一六〇▽</p> <p>厚生省労働局長、「産業報国青年隊結成ニ関スル件」 (発勞第一〇号)を通牒。産業報国青年隊の結成を 図るために、結成手続・編成内容を定めた「産業報国 青年隊組織要綱」を定む。△四一三一五九▽</p> <p>国民更生金庫法(法律第四二号)の公布。商工業 転廃業者等の資産及び負債を整理促進し、転廃業者の 更生に資するため、国民更生金庫を設置する。△二一 一三二▽</p>
<p>鉄道省監督局長・商工省振興部長、「自動車用民需 ガソリンノ消費規正強化ニ関スル件」(監陸第二七九 号)を通牒。揮発油(ガソリン)消費規制強化によ る転失業者対策として、国民更生金庫利用を指示する。 厚生省職業局長・鉄道監督局長・内務省警保局長、 「石油消費規正強化ニ伴フ旅客自動車運送事業者ノ転 業対策ニ関スル件」(職発第九五号)を通牒。揮発 油消費規制による要転業者に、職業補導所・国民勤勞 訓練所において、補導訓練を行うことを指示する。△ 四一二一五九▽</p>	二 二一	<p>文部省、青年学校課程として、秋田鉾山専門学校附 属鉾手養成部、機械工訓育所等の二二施設を指定(文 部省告示第一九二号)。△二一三一四一▽</p> <p>国民労務手帳法(法律第四八号)の公布。一四才 以上六〇才未満の従業者に労務手帳の保持を義務化し、 従業者の移動防止を一段と強化する。△二一三一三三▽</p> <p>厚生省職業局長、「機械工補導施設補導要綱ニ関ス ル件」(職發第二四〇号)を通牒。機械工補導所補 導要綱として、新たに検査工補導要目を追加する。 △四一三一六二▽</p>
<p>企画院事務分掌規程中改正(官報彙報)。企画院第三部 の所掌事務として、新たに転業対策に関する事項を追 加する。△一三三五▽</p>	二 二六	<p>文部省、青年学校課程として、秋田鉾山専門学校附 属鉾手養成部、機械工訓育所等の二二施設を指定(文 部省告示第一九二号)。△二一三一四一▽</p>
<p>厚生次官、「国民職業指導所転職指導斡旋ニ関スル 件」(職發第四三三号)を通牒。国民勤勞訓練所、職 業補導施設は「中小商工業者並ニ之ガ従業員ノ転業対 策機關トシテ今回設置拡充セラレタルモノ」。国民勤 勞訓練所の入所者は「要転職者ニシテ精神的肉体的基 本訓練ヲ施シタル上適職ニ斡旋スルヲ適當ト認ムルモ ノ」、職業補導所の入所者は「要転職者ニシテ就職上 必要ナル知識又ハ技能ヲ授ケ其ノ職業能力ヲ補ヒタル</p>	二 二八	<p>文部省、青年学校課程として、秋田鉾山専門学校附 属鉾手養成部、機械工訓育所等の二二施設を指定(文 部省告示第一九二号)。△二一三一四一▽</p>



三	一八	商工省鉱産局長・振興部長、「軽金属加工工業ノ整備ニ関スル件」(一六鉱第四〇八号)を通牒。中小企業ノ整理統合と経営合理化を図るために、「軽金属加工工業整備要綱」を定む。△四一―一六〇V
三	三一	工場事業場技能者養成令中改正(勅第三四三三号)ノ公布。国民学校ノ制度化に伴い、養成開始資格条項(第四条第一項)ノ「修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業」を、「国民学校高等科」に改正する。△二―二―四二V
三	三一	生活必需品統制令(勅第三六二二号)ノ公布。国民ノ生活必需品ノ生産、加工、輸出入、保管、配給、消費につき広範な統制が加えられ、切符制ノ法的根拠を与える。△二―一―三四V
三	一	厚生省、「工場事業場厚生施設法案要綱」を作成。そこで「第四青年学校義務就学者タル従業者ヲ常時二〇〇人以上使用スル事業場ノ事業主ハ当該従業者ヲ就学セシムルニ必要ナル青年学校ヲ設置スベキコト但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコト」を構想する。△五―二―一V
四	一	拓務省拓北局長、「中小商工業者大陸帰農開拓民ニ関スル件」(北開第九〇号)を通牒。転業者開拓民ノ呼称を大陸帰農開拓民と改称、その勸奨指導を指示する。△四―二―六三V
四	一〇	厚生大臣、地方長官会議において、「中小商工業者ノ転廃業対策ニ関スル件」を指示。
四	一四	商工省分課規程改正(官報彙報)。機械工養成、機

四	一四	械工養成所ノ所掌事務が機械局総務課に移る。△一―三六V
四	一九	厚生省職業局長、「職業補導施設ニ於テ使用スル鉄鋼製品配給ニ関スル件」(職発第二九五号)を通牒。鉄鋼製品入手要領及び熔接棒入手要領を定む。△四一―二―六四V
四	三〇	厚生省職業局長・大臣官房会計課長、「職業補導施設継続実施ニ関スル件」(職発第二一〇号ノ内)を通牒。補導計画ノ変更、補導経費・補導雑費ノ取扱上ノ注意を指示する。△四―二―六五V
四	二	厚生省職業局長、「工場事業場技能者養成国庫補助ニ関スル件」(職発第三一八号)を通牒。共同養成施設ヘノ国庫補助は、実習教室及び其ノ附属設備ノ営繕費、初度調弁費も含むことを指示する。△四―三―二七V
五	七	厚生省職業局長、「ゴムベルト配給ニ関スル件」(職発第三二五号)を通牒。職業補導施設において使用するゴムベルト使用配給申請様式を定める。△四一―二―六六V
五	一二	厚生省職業局長、「職業指導職員地方別事務打合会開催ノ件」(職発第三三一号)を通牒。転業並に職

五	一一二	業転換指導の徹底のために、東京・北海道・大阪・熊本 の事務打合会の開催を通知する。△四―二一六七V 厚生省、青森・東京・名古屋・大阪・広島・福岡で 「職業補導施設関係職員地方別事務打合会を開催（五 月二四日迄の期間）。職業補導施設の運営方針につ いては、「職業補導施設へ総テ中小工業者其ノ他要 転職者ノ補導施設トシテ運営スルコト」、又補導生の 募集及び銓衡については、「中小工業者中職業補導 ヲ行フヲ適当ト認メラルル者殊ニ青壯年者ヲ他ニ優先 シテ入所セシメルコト」を指示する。
五	二六	機械工養成所官制中改正（勅第六〇四号）の公布。 機械工養成所の名称を機械技術員養成所に改称する。 △二―二一四三V
五	二六	機械技術員養成所規程（商工省令第五二二号）の公布。 本科、高等科、別科を設置し、入所資格・修業期間・ 教育課程を定む（昭和一三年四月の機械工養成所規程 は廃止）。△二―二一四四V
五	二七	閣議、「科学技術新体制確立要綱」を決定。科学 技術行政機関の新設、研究機関の整備拡充、審議会の 設置等の方針を決定する。△三一―一〇V
五	二九	日本工業協会、第一〇回大会において「工場事業場 技能者養成法要綱案」を当局に建議することを決議。 技能者養成令と青年学校令を一元化し、従業員養成を 「一般工養成」、「中堅工養成」、「幹部工養成」に 体系化することを決議。△五―一二二V
五	三一	機械技術者検定令（勅第六四四号）の公布。機械
六	一一二	工作・金属加工技術者の能力検定について、検定目的 検定実施主体、検定方法を定む。△二―二一四六V 厚生省職業局長、「学校卒業生使用制限令ニ関スル 件」（職発第三七九号）を通牒。「学校卒業生使用 制限ニ関スル庁府県鉾山監督局事務取扱要綱」を定め、 学校卒業生使用制限令施行規則中改正に伴う取扱上 の注意を指示する。△四―一―六一V
六	一一二	厚生省職業局長、「職業補導施設補導開始又ハ修了 報告ニ関スル件」（職発第三八一号）を通牒。補導 開始又ハ修了報告様式を変更する（昭和一五年六月の 丙職発第三号による様式は、廃止）。△四―二―六八V
六	一三	国民労務手帳施行期日ノ件（勅第七〇三号）の公布。 国民労務手帳法は昭和一六年一〇月一日より施行す る。
六	一四	国民労務手帳法施行令（勅第七〇四号）の公布。 国民労務手帳の交付申請手続、国民労務手帳の記載事 項、使用者の国民労務手帳の保管義務等を定む。△二 ―一―三五V
六	一四	国民労務手帳審査会官制（勅第七〇六号）の公布。 道府県に国民労務手帳審査会を設置。会長は地方長 官、委員は九名以内をもって構成する。△一―一三七V
六	一四	厚生省労働局長、「商店従業員ノ厚生施設ニ関スル 件」（発第三六号）を通牒する。商店従業員のた めの商店道場の設置要綱を定む。△四―一―六二V
六	一六	学校卒業生使用制限令施行規則中改正（厚生省令第 二三号）の公布。申請書様式を変更し、「申請書作

八	二九	成上ノ注意」を追加する。
六	一七	国民労務手帳法施行規則（厚生省令第二四号）の公布。国民労務手帳の所持を義務づけられた技術者及び労務者の職種として、二一〇種を指定する。△二一―一―三六V
七	五	機械技術者検定令施行規則（厚生省令第三五号）の公布。機械技術者検定受験資格を、工場事業場技能者養成施設・国民職業紹介所の職業補導指導員まで拡大する。△二―二―四七V
七	二二	厚生省職業局長、「職業補導施設補導雑費支給ニ関スル疑義ノ件」（収職第一五〇四号）を通牒。補導生への補導雑費支給に対し、支給対象、支給額を明確化する。△四―二―六九V
七	二四	文部省、青年学校課程として、埼玉県川口重工業指導所技術工訓育所等二施設を指定（文部省告示第七四一号）。△二―二―四八V
八	一	厚生省官制中改正（勅第八〇〇号）の公布。厚生省の行政機構を人口、衛生、予防、生活、労働、職業の六局に再編する。△一―三―八V
八	八	厚生省職業局長、「中小商工業者等ノ職業転換ニ関スル件」（職発第五〇一号）を通牒。中小商工業者の転廃業の過度的方策としてとられている時局産業方面に時間勤務又は隔日勤務による集团的勤労報国隊（集团的半転職者）の実情報告を求める。△四―一―六三V
八	二九	閣議、「労務緊急対策要綱」を決定。勤労報国精

八	三〇	神の昂揚、労務の適正配置のための新勅令の公布、職業転換の促進、国民登録制の拡充、国民徴用制度の改正、勤労奉仕の制度化、学校修業期間の短縮等を表明する。△三―一―一V
九	二二	重要産業団体令（勅第八三一号）の公布。重要産業における統制会及び統制組合の設置を規定し、政府による重要産業の統制強化を図る。△二―一―三七V
九	二二	労務統制委員会官制（勅第八七三号）の公布。厚生大臣の諮問機関で、国民の徴用、学校卒業生使用制限、青少年雇入の制限、国民職業能力の申告、工場事業場技能者養成、その他労務統制に関する事項を調査審議する。△一―三―九V
一〇	七	厚生省職業局長、「職業補導施設ニ於テ使用スル軽油配給ニ関スル件」（職発第六三二号）を通牒。軽油需要見込の報告を求める。△四―二―七〇V
一〇	八	男子青少年ノ使用ヲ制限シ女子ヲ使用スベキ職種ニ関スル件（職発第六三八号）を通牒。事務者、鉱物・土石等ノ採取作業者、製図・現図作業者、金属材料ノ製造加工作業者、機械器具ノ製造作業者等の一五種の作業者に分類し、それぞれにつき具体的な業務を指定。△四―一―六四V
一〇	一〇	厚生省労働局長・職業局長、「技能競練ニ関スル件」（発第八〇六号）を通牒。「技能競練要綱」を定める。△四―三―二八V
一〇	一五	国民職業能力申告令中改正（勅第九二一号）の公布。要申告者の範囲を拡大し、満一六才以上四〇才未満

一一	一六	の男子及び、一六才以上二五才未滿の女子を対象とした、いわゆる「青壯年国民登録」を実施する。△二一―一三八Ⅴ	一一	五	商工次官、「中小商工業再編成ニ要スル経営補助ニ関スル件」(一六振第八二九〇号)を通牒。「中小商工業再編費補助要綱」を定む。△四一―一六五Ⅴ
一〇	一六	大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件(勅第九二四号)の公布。大学、大学予科、高等学校、専門学校の修業年限を六カ月以内で短縮できることを定む。△二一―二一四九Ⅴ	一一	八	労務調整令(勅第一〇六三号)の公布。「国家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル労務ヲ確保スル」ために、従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職を制限する(従業者移動防止令、青少年雇入制限令は廃止)。△二一―一四〇Ⅴ
一〇	一六	大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和一六年度臨時短縮ニ関スル件(文部省令第七九号)の公布。	一一	九	内閣総理大臣、閣議において戦時緊急対策の樹立につき各省大臣に要望。高度国防国家体制の確立のために、各省大臣に具体策を建て、閣議に提出することを求める。△三一―一二Ⅴ
一一	一	大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和一七年度臨時短縮ニ関スル件(文部省令第八一号)の公布。	一一	一一	企業許可令(勅第一〇八四号)の公布。企業組織の整備統制、労務動員の円滑な実施のために、事業の開始を許可制にし、設備の増設、事業の委託も制限する。△二一―一四一Ⅴ
一一	一一二	国民勤労報国協力令(勅第九九五号)の公布。労働力不足を解消するために、一四才以上四〇才未滿の男子及び一四才以上二五才未滿の女子に、一年当り三〇日以内の勤勞奉仕を義務法制化する。△二一―一三九Ⅴ	一一	一五	国民徴用令中改正(勅第一一二九号)の公布。被徴用者の従事業務を厚生大臣の指定する工場事業場(指定工場)にまで拡大する。△二一―一四二Ⅴ
一一	二	厚生省職業局長、「国民勤勞訓練所入所者取扱ニ関スル件」(職発第七七一号)を通牒。「国民勤勞訓練所入所者取扱要綱」を定め、募集方法・入所資格・訓練内容等を定む。△四一―二一七Ⅴ	一一	二〇	厚生省、「戦時緊急対策ニ関スル件」を決定。「基幹技術員並ニ技能者ノ画期的養成ヲ行フコト、之ガタメ工場事業場等ニ於テハ全面的ニ技能者ノ養成ヲ行フコトトシ併セテ其ノ内容ヲ拡強化スルト共ニ、現行教育制度ニ改革ヲ加へ」ることを表明する。△四一―二一七Ⅴ
一一	二	厚生省職業局長、「国民勤勞訓練所入所者取扱ニ関スル件」(職発第七七一号)を通牒。「国民勤勞訓練所入所者取扱要綱」を定め、募集方法・入所資格・訓練内容等を定む。△四一―二一七Ⅴ	一一	二七	厚生省職業局長、「国民勤勞訓練所入所者取扱ニ関

スル件」(職発第八六七号)を通牒。訓練生の充足、旅費、入所日時、入所方法、終了者の就職斡旋等を定む。八四―二―七三V

調査研究資料第三六号

職業訓練関係資料集(Ⅱ)(下)

発行 昭和五七年三月三〇日

発行者 職業訓練大学校

職業訓練研究センター

所長 宗像元介

神奈川県相模原市相原一九六〇

電話 (〇四二七)六一一九九二(代)

印刷 株式会社シントー商会